

「JHF 安全性委員会の機種登録の手続き改革について」議事録

日時： 2010年10月14日（木） 14:00～17:00

場所： 青山生涯学習館 学習室3（東京都港区南青山）

出席： JHF理事（内田、大沢、工藤、山口）

板垣直樹、岩橋亘、岡芳樹、桂敏之、郷田徹、下山進、鈴木博司、

大門浩二、目黒敏、文字英彰

事務局（東野、桜井）

欠席： 荒井裕悟、加賀山務、賀家慎司

議事録確認： 岡芳樹、桂敏之

議題： 機種登録の手続き改革について

内田会長より、会議の主旨であるハンググライダー、パラグライダーの安全性確保、自主規制の一つとして機体の型式登録制度の重要性について資料に基づき説明があり、登録管理が不十分な現状について意見を聞いた。

- 登録申請に手間がかかり徒労感がある。メーカー（製造元）からのデータもリクエスト通りに出て来ない問題点がある。
- 年間で出る数が少ないので手間が掛かる。以前は日本選手権のために型式登録をしたが、必要がなくなったため、登録をしていない。
- やるべきと思っているがメーカー側で認定を取っていないので、日本の輸入元は型式登録を実質できない。
- 機種とサイズがたくさんあるメーカーだと金額的に負担が掛かる。
- 三面図を揃えるのが面倒である。
- 安全性委員会の登録機リストから、それぞれのメーカーのホームページにリンクを貼ってもらいたい。
- パラグライダーの機体本体以外にも、ヘルメットやハーネス、レスキューパラシュートも認証があるのでそちらでも広げられるように将来的に考えてもらいたい。
- 審査を担当していた頃も不備が多かったので差し戻しが多数発生し煩雑だった。手間が掛かってもメリットがなく、やらないと不利益発生などのデメリットもない。
- 事故が起き裁判になった際、登録機体であれば個人的に弁護士の契約をしなくても対応できるようなメリットがあるとよい。
- 日本にテストする機関がない。DHVの登録料金が高いのでメーカーからの登録も少ない。
- 値段の問題ではないと思うので、登録しやすい申請にすればよい。
- 究極のデメリットは、自主規制・管理できていないとある日突然法的規制がかけられることだろう。それはそれがわかったときには手遅れになっていると思う。
- 過去に登録料1万円を2千円に下げたとき、まったく登録は増えなかったというデータがここにある、お金の問題ではないと考えるべきではないか。

登録管理を復活させるために必要なものは何か等を話し合った。

- DHV等機関のサイトで掲載されているものについては、申請書と取扱説明書、運用限界プラカードの写しのみでよいはずである → 過去にオーソライズされていなかった。
- テストフライトをビデオ撮影して提出可となっている → 素人撮影ビデオで必要項目が読み取れるか疑問（実績も未確認）
- 申請書、諸元表、取扱説明書、プラカードの提出で登録としたい。
- 日本で何が飛んでいるかJHFの把握が必要なので、まずは届け出制。
- 強度試験はどうするか → 新品1機を壊す可能性がある。施設、費用が必要。

- リストには公認機関認証を取れての登録か、そうでないかを分ける。
- 個人でも登録ができるか → グライダーに対し日本で責任を持つ事業者と連絡が取れるのが登録制の基本なので事業者が対象。

現在の型式登録の規則に小変更を加え事務的負担を軽減すること、また新たに「販売機材の届出制」を追加し、認証機関の試験結果が未確認の段階から、JHFとして実態を掌握公表できるようにすることで合意された。

届出制と正規の型式登録は並行して運用。届け出の後に書類を整えて型式登録申請。時間差少なくいきなり型式登録できればそれでよい。

製造元が認証機関に申請しないものは届けのみとし、それは公開する情報でわかるようにする。

型式登録の規則変更のうち、運用限界プラカードに日本語以外のものを認めることについては強い反対意見があったが、現行実態を追認する多数意見により、文言追記が決まった。

理事会に求める具体案も整理した。

1. 安全性委員会制定の「輸入ハンググライダー登録規定」ならびに「輸入パラグライダー登録規定」の以下の変更を要望

- 1) 飛行試験と、強度試験の申請書類については、認証機関による証明済みの公示情報の提出で代用できるものとする（「ステッカー」と呼ばれるファイルの提出でよいなど）
- 2) 三面図の添付の代わりに、それに相当する3方向の写真提出を認める
- 3) 運用限界プラカードについての規定箇所すべてに、「製造元オリジナルのプラカードも可とする」の一文を追加する

2. 新しい届出制として「JHF情報整備規程（輸入機材編）」<仮称>の制定を依頼

- 1) 届け出制とし、書式を指定して受け取りウェブ等で公開するもので、審査はともなわず、費用も徴収しない
- 2) 国内での輸入代理店等その機材に対しPL法その他の社会的責任を持つものからの届け出のみ受けつける
- 3) 届け出に必要な要件はおおむね以下とする
 - 情報登録申請書（業者名、住所、責任者名など）
 - 機種リスト（複数同時を受け付ける）
 - A) 機種名←サイズ別など、販売の単位でツリー構成としたリストとする
 - B) 諸元表←機種名リストと照合できるカタログ、スペック表など任意書式
 - C) オプション表
 - 取扱説明書の写し又は重要事項説明書（←機材の使用にあたっての注意点）
- 4) 書類はJHFにファイルされ、万一のとき外部に提供されるデータとして活用する
- 5) データのうち、メーカー名、機種名、登録番号などをJHF公式ウェブの安全性委員会型式登録一覧の情報と共に公開する（一覧から業者のウェブページへのリンクも検討する）

以上。